

発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号）新旧対照表

(下線部は改正部分、二重線は新設部分)

改正後	改正前
<p>発電用火力設備の技術基準の解釈</p> <p>制定 平成25年5月17日 20130507 商局第2号</p>	<p>発電用火力設備の技術基準の解釈</p> <p>制定 平成25年5月17日 20130507 商局第2号</p>
<p>本解釈は、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものである。</p> <p>なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p>	<p>本解釈は、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものである。</p> <p>なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 ボイラー等及びその附属設備（第2条～第17条）</p> <p>第3章 蒸気タービン及びその附属設備（第18条～第27条）</p> <p>第4章 ガスタービン及びその附属設備（第28条～第35条）</p> <p>第5章 内燃機関及びその附属設備（第36条～第42条）</p> <p>第6章 燃料電池設備（第43条～第49条の2）</p> <p>第7章 液化ガス設備（第50条～第84条）</p> <p>第8章 ガス化炉設備（第85条～第102条）</p> <p><u>第8章の2 バイオマス発電設備（第102条の2）</u></p> <p>第9章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第103条～第104条）</p> <p>第9章の2 スターリングエンジン及びその附属設備（第104条の2～第104条の7）</p> <p>第10章 溶接部（第105条～第166条）</p> <p>第1節 総則（第105条～第106条）</p> <p>第2節 溶接の施工方法（第107条～第113条）</p> <p>第3節 ボイラー等（第114条～第131条）</p> <p>第4節 熱交換器等（第132条～第149条）</p> <p>第5節 液化ガス設備（第150条～第166条）</p> <p>第11章 その他規格等の適用（第167条）</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 燃料電池設備 (燃料電池設備の材料)</p> <p>第43条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 ボイラー等及びその附属設備（第2条～第17条）</p> <p>第3章 蒸気タービン及びその附属設備（第18条～第27条）</p> <p>第4章 ガスタービン及びその附属設備（第28条～第35条）</p> <p>第5章 内燃機関及びその附属設備（第36条～第42条）</p> <p>第6章 燃料電池設備（第43条～第49条の2）</p> <p>第7章 液化ガス設備（第50条～第84条）</p> <p>第8章 ガス化炉設備（第85条～第102条） (新設)</p> <p>第9章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第103条～第104条）</p> <p>第9章の2 スターリングエンジン及びその附属設備（第104条の2～第104条の7）</p> <p>第10章 溶接部（第105条～第166条）</p> <p>第1節 総則（第105条～第106条）</p> <p>第2節 溶接の施工方法（第107条～第113条）</p> <p>第3節 ボイラー等（第114条～第131条）</p> <p>第4節 熱交換器等（第132条～第149条）</p> <p>第5節 液化ガス設備（第150条～第166条）</p> <p>第11章 その他規格等の適用（第167条）</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 燃料電池設備 (燃料電池設備の材料)</p> <p>第43条（略）</p> <p>2（略）</p>

改正後	改正前
<p>一 施行規則第48条第2項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の材料</p> <p>二（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第44条（略）</p> <p>一 施行規則第48条第2項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の構造</p> <p>二（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第45条、第46条（略）</p> <p>（安全弁等）</p> <p>第47条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 施行規則第48条第2項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の安全弁。</p> <p>二（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第48条（略）</p> <p>（非常停止装置）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、施行規則第48条第2項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備は、省令第34条第1項に適合するものと解釈する。</p> <p>第49条の2（略）</p> <p>第7章～第8章（略）</p> <p>第8章の2 バイオマス発電設備 <u>（バイオマス発電設備の技術基準の解釈）</u> <u>第102条の2 省令第68条の2第1項に規定する「一日のガス発生能力」とは、可燃性ガスに該当するものをいう。</u> <u>2 省令第68条の2第1項に規定する技術基準の解釈については、ガス工作物技術基準の解釈例（平成26年3月19日制定）、第6条から第8条まで、第10条から第12条まで、第13条（第1項第一号イからロまで及びホ並びに第十二号並びに第2項第二号ロ、第三号、第四号イからロまで、第五号イからロまで、第六号及び第七号までを除く。）、第14条、第18条、第19条、第37条（第1</u></p>	<p>一 施行規則第48条第4項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の材料</p> <p>二（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第44条（略）</p> <p>一 施行規則第48条第4項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の構造</p> <p>二（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第45条、第46条（略）</p> <p>（安全弁等）</p> <p>第47条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 施行規則第48条第4項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の安全弁。</p> <p>二（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第48条（略）</p> <p>（非常停止装置）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、施行規則第48条第4項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備は、省令第34条第1項に適合するものと解釈する。</p> <p>第49条の2（略）</p> <p>第7章～第8章（略）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>項第1号ニを除く。)、第41条(第3項を除く)、第41条の2、第43条から第46条の2まで、第50条(第1項第五号を除く。)、第51条(第1項第三号イからロまで、第2項第五号及び第3項を除く。)、第52条第1項及び第2項、第73条(第1項第二号から第四号まで、第五号ロ、第七号、第九号及び第十号並びに第2項を除く。)、第74条(第1項第一号へ、第二号から第四号まで、第六号から第八号までを除く。)、第75条、第76条(第二号、第六号から第八号までを除く。)、第77条、第79条、第80条まで、第81条第1項、第84条(第1項第二号を除く。)、第89条、第90条第一号、第100条第2項、第103条から第105条、第113条(第2項から第5項までを除く。)</u>並びに<u>第119条の規定を準用する。この場合において、「ガス工作物」とあるのは「電気工作物」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第9章～第11章 (略)</p>	<p>第9章～第11章 (略)</p>

附 則 (20210319保局第1号)

この解釈は、令和3年4月1日から施行する。

電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）（20160905商局第2号）新旧対照表

（下線部は改正部分、二重線は新設部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20160905商局第2号 平成28年9月23日 改正 <u>20210319保局第1号</u> <u>令和3年 月 日</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20160905商局第2号 平成28年9月23日</p>
<p style="text-align: center;">電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>	<p style="text-align: center;">電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</p>
<p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）第50条第1項において、事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業又は発電事業（<u>法第38条第3項第4号</u>に掲げる事業に限る。以下同じ。）の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の設置者（以下「事業者」という。）の定める保安規程については、省令第50条第2項に掲げる事項について記載することが求められ、自主保安活動を行う上での基本的なルールを事業者自らの責任において適切に定めるべく、下記のように記載されることが必要である。</p> <p>なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、経済産業省が、本内規の制定時において、一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。</p> <p>1. ～11. [略]</p> <p>12. 第15号(その他保安上必要な事項)</p> <p><u>十五 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項</u></p> <p>サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するため、次の各号により適切な措置が講じられることが必要である。</p>	<p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）第50条第1項において、事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業又は発電事業（<u>法第38条第4項第4号</u>に掲げる事業に限る。以下同じ。）の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の設置者（以下「事業者」という。）の定める保安規程については、省令第50条第2項に掲げる事項について記載することが求められ、自主保安活動を行う上での基本的なルールを事業者自らの責任において適切に定めるべく、下記のように記載されることが必要である。</p> <p>なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、経済産業省が、本内規の制定時において、一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。</p> <p>1. ～11. [略]</p> <p>12. 第15号(その他保安上必要な事項)</p> <p><u>十五 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項</u></p> <p>サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するため、次の各号により適切な措置が講じられることが必要である。</p>

改正後	改正前
<p>一 スマートメーターシステムにおいては、<u>日本電気技術規格委員会規格 J E S C Z 0 0 0 3 (2 0 1 9) 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」</u>によること。</p> <p>二 電力制御システムにおいては、<u>日本電気技術規格委員会規格 J E S C Z 0 0 0 4 (2 0 1 9) 「電力制御システムセキュリティガイドライン」</u>によること。</p> <p>また、本号は前に掲げるもののほか、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を行う上で事業者の判断により必要となるものについて記載することを想定した規定である。</p>	<p>一 スマートメーターシステムにおいては、<u>日本電気技術規格委員会規格 J E S C Z 0 0 0 3 (2 0 1 6) 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」</u>によること。</p> <p>二 電力制御システムにおいては、<u>日本電気技術規格委員会規格 J E S C Z 0 0 0 4 (2 0 1 6) 「電力制御システムセキュリティガイドライン」</u>によること。</p> <p>また、本号は前に掲げるもののほか、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を行う上で事業者の判断により必要となるものについて記載することを想定した規定である。</p>

附 則（20210319保局第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）
（20161005商局第1号）

（下線部は改正部分、二重線は新設部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20161005商局第1号 平成28年10月25日 改正 20170406商局第2号 平成29年4月28日 改正 20201218保局第4号 令和2年12月24日 改正 <u>20210319保局第1号</u> <u>令和3年 月 日</u></p> <p>ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p>電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。以下「原子力報告規則」という。）の規定に基づき、電気工作物及び原子力発電工作物（以下「電気工作物等」という。）であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するもの（以下「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理を行うため、標準実施要領を下記のとおり定める。 なお、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を現に設置している又は予備として有している者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20161005商局第1号 平成28年10月25日 改正 20170406商局第2号 平成29年4月28日 改正 20201218保局第4号 令和2年12月24日</p> <p>ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p>電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。以下「原子力報告規則」という。）の規定に基づき、電気工作物及び原子力発電工作物（以下「電気工作物等」という。）であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するもの（以下「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理を行うため、標準実施要領を下記のとおり定める。 なお、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を現に設置している又は予備として有している者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. (略)</p>

改正後	改正前
<p>II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出（報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係）</p> <p>1. 届出対象となる電気工作物等の種類 報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル含有電気工作物又は原子力報告規則第1条第2項第8号に規定するポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物に該当する可能性がある電気工作物等については、平成28年経済産業省告示第237号（以下「告示」という。）第1条及び平成28年経済産業省・原子力規制委員会告示第1号（以下「原子力告示」という。）第1条において、それぞれ共通の12種類のものが示されており、それぞれの電気工作物等の種類は、次の各号に規定するものをいう。 なお、ブッシングについては、別の電気工作物等と一体となって構成されることから、当該ブッシングにポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されている場合は、当該別の電気工作物等もポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されているものとして取り扱う。 一 変圧器（報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の場合、<u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。</u>） 二～十二 （略）</p> <p>2. ～6. （略）</p> <p>7. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の管理状況届出 管理状況届出を要する場合は、前年度末に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有している場合である。事業用電気工作物を設置する者（<u>電気事業法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者、自家用電気工作物を設置する者及び原子力発電工作物を設置する者を含む。以下同じ。</u>）は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有しているかを把握するため、当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に、当該事業用電気工作物の中に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当するものがあるか確認させることが必要である。確認の際には、毎年度、年次点検等において、上記1. のいずれかに該当する電気工作物等に表示された内容を目視で確認すること。ただし、これまでに行った確認の記録等を確認することや、当該事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認した結果を電気主任技術者が確認することでも差し支えない。なお、確認にあたっては、事業用電気工作物を設置する者は、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人の指摘、指示等に従い、安全上の配慮を十分に行うとともに、やむを得ず、無停電点検にて現場確認を行わせることとなる場合には、感電の恐れがある充電部に決して近づかないよう細心の注意を払わせること。 管理状況届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、当該年度の6月30日までに当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。 管理状況届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、次の各号に従うこと。 一～五 （略）</p> <p>8. ～11. （略）</p>	<p>II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出（報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係）</p> <p>1. 届出対象となる電気工作物等の種類 報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル含有電気工作物又は原子力報告規則第1条第2項第8号に規定するポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物に該当する可能性がある電気工作物等については、平成28年経済産業省告示第237号（以下「告示」という。）第1条及び平成28年経済産業省・原子力規制委員会告示第1号（以下「原子力告示」という。）第1条において、それぞれ共通の12種類のものが示されており、それぞれの電気工作物等の種類は、次の各号に規定するものをいう。 なお、ブッシングについては、別の電気工作物等と一体となって構成されることから、当該ブッシングにポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されている場合は、当該別の電気工作物等もポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されているものとして取り扱う。 一 変圧器（報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の場合、<u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。</u>） 二～十二 （略）</p> <p>2. ～6. （略）</p> <p>7. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の管理状況届出 管理状況届出を要する場合は、前年度末に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有している場合である。事業用電気工作物を設置する者（<u>電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者、自家用電気工作物を設置する者及び原子力発電工作物を設置する者を含む。以下同じ。</u>）は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有しているかを把握するため、当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に、当該事業用電気工作物の中に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当するものがあるか確認させることが必要である。確認の際には、毎年度、年次点検等において、上記1. のいずれかに該当する電気工作物等に表示された内容を目視で確認すること。ただし、これまでに行った確認の記録等を確認することや、当該事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認した結果を電気主任技術者が確認することでも差し支えない。なお、確認にあたっては、事業用電気工作物を設置する者は、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人の指摘、指示等に従い、安全上の配慮を十分に行うとともに、やむを得ず、無停電点検にて現場確認を行わせることとなる場合には、感電の恐れがある充電部に決して近づかないよう細心の注意を払わせること。 管理状況届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、当該年度の6月30日までに当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。 管理状況届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、次の各号に従うこと。 一～五 （略）</p> <p>8. ～11. （略）</p>

附 則（２０２１０３１９保局第１号）

この標準実施要領は、令和３年４月１日から施行する。